令和3年度

富士宮市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

富士宮市監査委員

富士宮市長 須 藤 秀 忠 様

富士宮市監査委員 佐 藤 和 也

富士宮市監査委員 村 瀬 旬

令和3年度富士宮市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の 提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定 に基づき審査に付された、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結 果について、次のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和3年度 富士宮市財政の健全化判断比率

令和3年度 富士宮市水道事業会計の資金不足比率

令和3年度 富士宮市下水道事業会計の資金不足比率

令和3年度 富士宮市病院事業会計の資金不足比率

2 審査の期間

令和4年6月7日から令和4年8月19日まで

令和3年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(単位:%)

健全化判断比率	富士宮市	早期健全化基準	財政再生基準	備考
① 実質赤字比率	_	11.88	20.00	
② 連結実質赤字比率	_	16.88	30.00	
③ 実質公債費比率	2. 5	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	0.3	350.0		

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について 実質赤字比率は生じていません。
- ② 連結実質赤字比率について 連結実質赤字比率は生じていません。
- ③ 実質公債費比率について 実質公債費比率は2.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較 すると、これを下回り良好な状態となっています。
- ④ 将来負担比率について 将来負担比率は0.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較 すると、これを下回り良好な状態となっています。
- (3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はありません。

令和3年度富士宮市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(単位:%)

比率名	富士宮市水道事業	経営健全化基準	備考
資金不足比率	_	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率は生じておらず、良好な状態と認められます。また、当該年度末に おける資金状態は流動比率300.6%です。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はありません。

令和3年度富士宮市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(単位:%)

比率名	富士宮市下水道事業	経営健全化基準	備考
資金不足比率	_	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率は生じておらず、良好な状態と認められます。

また、当該年度末における財務の短期流動性を表す流動比率は74.1%ですが、 これは設備投資の財源の多くを企業債により調達しており、流動負債に計上される 企業債の償還金が大きいためです。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

令和3年度富士宮市病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(単位:%)

比率名	富士宮市病院事業	経営健全化基準	備考
資金不足比率	_	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率は生じておらず、良好な状態と認められます。また、当該年度末に おける資金状態は流動比率204.9%です。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はありません。